

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）会員規程

第1条：目的

本規程は、国際協力 NGO センター(以下、本センターという)の定款の定めるところに従い、本センターの会員について、必要な事項を定める。

第2条：会員の種別

本センターの会員は、次の3区分とする。

1. 正会員 国際協力活動を行う市民組織で、本センターの目的に賛同のうえ入会し、総会において議決権を持つ団体
2. 協会員 本センターの目的に賛同し、事業の発展に協力する目的で入会した個人および非営利団体、企業
3. 名誉会員 本センターの発展に対して、特別の功績が認められた団体および個人

第3条：正会員の要件

正会員であるための要件は次のとおりとする。

1. 国際協力*に取り組む団体で、課題解決のための事業、政策提言、地球市民学習・開発教育などに継続して関わる団体、またはこれらの団体の連携促進を目的としたネットワーク団体であること。
(注：上記における「国際協力」の定義：世界中のすべての人びとの人権が守られ、より人間らしく生きられる社会を目指し、人類が抱える共通もしくは固有の課題に取り組むこと。)
2. 市民（個人又はグループ）により設立された団体で、主たる活動を公益に資するものとし、本部を日本に置くこと。海外に本部を置く団体であっても、日本国内に拠点を持ち日本社会において自律的に活動している団体については、活動拠点が日本にあるものとみなす。
3. 民主的な意思決定機関（理事会、総会、運営委員会等）を置き会則等に従って運営されていること。
4. 団体の役員名簿、活動報告書および決算書が公表されていること。
5. 2年以上および2会計年度以上の活動実績があること。
6. 連絡可能な事務局体制がとられていること。

第4条：正会員の姿勢

本センターの正会員間の多様性を尊重するとともに、正会員間の協力活動に積極的に参加することとする。

第5条：正会員委員会の設置、役割、委員の選考方法と期間

理事会は、以下のような条件で正会員委員会を設置し、業務を委嘱することができる。

1. この委員会の主な役割は、正会員の入会審査、正会員が会員要件を維持しているかどうかのモニタリング結果への助言、正会員相互の交流促進、正会員要件の見直しのための提案などとする。
2. 委員は理事の互選により決め、理事長が委嘱する。
3. 委員は3名以上5名以内とする。
4. 委員の互選によって選ばれた委員長を1名置く。
5. 委員の在任期間は理事の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
6. 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うこととする。

第6条：正会員としての入会申込み

正会員として入会を希望する団体は、所定の書式に次の書類を添えて理事長に入会の申込みをする。

1. 正会員入会申込書
2. 定款など
3. 直近2年の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、および監査報告書等
4. 役員の名簿
5. 団体が発行する広報パンフレット類および機関誌など
6. その他、本センターが指定する書類

第7条：正会員の入会承認

理事長は正会員委員会からの委託結果をもとに理事会において申請の取り扱いを協議し、理事会が入会を決定する。ただし、正会員委員会にて入会審査を実施した後、次の理事会までに1ヶ月以上の期間があり、かつ、正会員委員会からの要請があった場合は、常任理事会で審議・承認し、次の理事会で報告することもできる。

第8条：正会員の義務

正会員は、会費支払いの義務のほか次の義務を負うものとする。

1. 本センターの定める「JANIC 憲章」に対する賛同書の提出。
2. 毎会計年度の事業報告書や活動計算書等を本センターに提出する。
3. 本センターの事業に関し、本センターの要請に基づき、企画、運営、情報提供などにおいて協力する。

第9条：その他の会員の入会

1. 協力会員は、所定の入会申込み書を提出し、会費を支払うことにより会員になることができる。
2. 名誉会員は、理事の推挙により、理事会が決定する。

第 10 条：会費 会費の金額は次のとおりとする。

1. 正会員

年会費は下表で定めた会費を納入する。但し、本センターの正会員の趣旨を鑑みて、会員は同額を超えて納入することができる。

※判定額は、前々年度と前年度の決算額の収入(経常収益)の平均値 (小数点以下四捨五入)	
判定額 (※)	会費額(円)
1 千万未満	10,000
1 千万-3 千万	30,000
3 千万-5 千万	50,000
5 千万-1 億	70,000
1 億-5 億	100,000
5 億-10 億	180,000
10 億-20 億	280,000
20 億-30 億	320,000
30 億-40 億	360,000
40 億-50 億	400,000
50 億以上	440,000

注 1:年会費を判定する際の年度とは、連続した 12 ヶ月間とみなします。年度途中での会計月の変更や法人格変更等に伴って決算が 12 ヶ月分に相当しない場合は、12 か月分相当に換算をします。

注 2:当該年度の中途に入会する場合は、以下のフローに基づき、会費算出を行う：

1. 前々年度と前年度の決算額の収入(経常収益)の平均値より、会費判定額を算出。
2. 1.により算出された会費判定額を 12 カ月で除し、1 カ月分の会費額を算出。
3. 2.により算出された 1 カ月分の会費額に、入会月から当該年度末(3 月)までの月数を乗し、請求する会費額とする。月の途中入会の場合も日割算出は行わず、ひと月を単位とする。

注 3:団体協年会費を納入済みの場合は、注 2 により算出された会費額から納入済み協年会費額を減じた額を納入するものとする。

注 4:年会費を収めておらず退会申出があった場合は、第 11 条「会員の退会」に基づき、理由を付した書面における申請月末日までを会費請求する期間とし年会費を算出し請求する。第 11 条 2 項の各号に基づき退会する場合は、理事会による決議日を退会日とし、その日に属する月末日までを年会費の算出期間とする。

2. 協力会員

- 一般個人 : 年額 1 口 10,000 円 1 口以上
学 生 : 年額 1 口 7,000 円 1 口以上
非営利組織 : 年額 1 口 30,000 円 1 口以上
企 業 : 年額 1 口 50,000 円 1 口以上

3. 名誉会員 特に定めない

第 11 条：会員の退会 ※本条項は、定款第 11 条によるものとする。

1. 正会員が退会を希望する際は、理由を付した書面をもって理事長にその旨を届けて、退会することができる。
2. 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て退会したものとみなすことができる。
 - (1) 団体が解散し、または破産宣告を受けたとき
 - (2) 会費を 1 年以上滞納したとき
 - (3) 協力会員については、事務局に退会の旨を届けることにより、また 1 年以上会費を未払いのときは、退会したものと取り扱う。
 - (4) 名誉会員については、本人等の申し出に基づき、理事会で決定する。

第 12 条：会員の権利

1. 正会員は、本センターの定款第 7 条 1 項~第 3 項に定める権利を持つほか、次の権利を持つものとする。

- (1) 本センターが主催する事業および催事への企画参加
- (2) 本センターが発信する情報を優先的に受けること
- (3) 本センターが収集する情報などの優先的提供を受けること
- (4) 本センターの主催する講演会、研究会、セミナー等への優先的参加
- (5) 本センターが発行した図書その他の資料の優先的購入
- (6) 本センターウェブサイトへの掲載など

2. 協力会員は、次の権利を持つものとする。

- (1) 本センターが発信する情報を受けること
- (2) 本センターの主催する講演会、研究会、セミナーなどへの優先的案内を受けること(ただし、正会員を対象としたものを除く)
- (3) 本センターが発行した図書その他の資料の優先的案内を受けること
- (4) 名誉会員については、協力会員に準じる。

第 13 条：正会員の義務怠慢に対する注意勧告

正会員が会費を未納、もしくは第 8 条 2 項で定めた正会員の義務を怠った場合、理事長は正会員委員会の助言を得て、義務を遂行するように注意勧告することができる。その場合、正会員は自らの義務をすみやかに実行するものとする。

第 14 条：正会員が会員要件を満たさなくなった場合

正会員が第 3 条に示す要件を満たさなくなった場合、理事長は正会員委員会の助言を得て、その正会員に対して一定期間内に要件を満たすための努力を促すことができる。その場合、正会員はすみやかに要件を満たすための具体的努力をするものとする。

第 15 条：除名 ※本条項は、定款第 1 2 条によるものとする。

1. 理事長は、正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経て除名することができる。
 - (1) 本センターの名誉を著しく傷つけた場合
 - (2) 著しく社会的信用を損なう行為をした場合
 - (3) 別に定める会員としての要件を喪失したと認められる場合
2. 前項の規定により、除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに弁明の機会を与える。
3. 正会員以外の会員については別に定める。

第 16 条：正会員以外の会員の除名

1. 協力会員が次の各号の何れかに該当すると理事長が理事会の承認を得て、判断したときは、除名処分することができる。
 - (1) 本センターの名誉を著しく傷つけた場合
 - (2) 著しく社会的信用を損なう行為をした場合
 - (3) 名誉会員については、理事会において協議し、決定する。

第 17 条：この規程の修正および廃案は理事会において決定する。

付則 本規程は、本センターの設立日から実施する。

改定 2007年5月24日

改定 2011年1月21日

改定 2011年9月2日

改定 2014年1月31日

改定 2017年4月1日

改定 2020年9月30日

改定 2022年2月22日

以上